

学校法人中内学園公益通報者保護に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人中内学園（以下「学園」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、コンプライアンス体制を強化に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公益通報」とは、通報者が本学の業務に関して組織的又は個人的な不正行為等が発生し、又はまさに生じようとしていることについて、本学の定める通報窓口に通報することをいう。
- (2) 「教職員等」とは、学園と雇用関係のある教職員、学園に派遣されている派遣労働者、委託契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者（通報日前1年以内に教職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）及び役員をいう。
- (3) 「通報等」とは、教職員等が、法令若しくは学内諸規定に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、第4条に定める窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等に通報し、又は相談することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学園の公益通報体制を整備し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

(総括責任者)

第4条 本学における公益通報の処理を統括するために公益通報総括責任者を置く。
2 総括責任者は、監査室長をもって充てる。

(公益通報・相談窓口)

第5条 学園は、通報等を受け付ける公益通報・相談窓口を監査室に設置する。

(通報等の方法)

第6条 通報等は、原則として文書によるものとする。

- 2 教職員等は、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。
- 3 教職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

(他の規則との関係)

第7条 公益通報・相談窓口に通報された法令違反行為のうち、学園の他の規則等にその対応が規定されているものは、当該規則に従って対応する。

(受付)

第8条 公益通報・相談窓口において通報等を受けた担当者は、直ちにその旨を監査室長に報告しなければならない。

- 2 監査室長は、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告する。ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(調査の開始・通知)

第9条 理事長は、通報された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、実施する必要があると判断した場合は、監査室長に調査の開始を指示する。

- 2 理事長は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
- 3 監査室長は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による通報等の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第10条 監査室は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 監査室長は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 監査室長は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(利益相反関係の排除)

第11条 監査室その他調査に関わる者及び法令違反行為を通報された者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(遵守事項)

第12条 監査室その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 実効的な調査・是正措置のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。
- (5) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を正当な理由なく漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

2 学園は、前項の規定に違反した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第13条 監査室長は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、調査結果により法令違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

第14条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかであった場合は、不正に関与した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 法令違反行為に関与していた教職員等が、監査室がその調査を開始する前に、自ら通報を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第15条 学園は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 学園の役員及び教職員は、他の教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
- 3 学園は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(事後確認)

第16条 監査室長は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
- (2) 法令違反行為の再発のおそれのないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (4) 通報者に対し、通報等を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

(周知)

第17条 学園は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、役員及び教職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

第18条 学園における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。